

摂津市立第二中学校 いじめ対策基本方針

いじめは、生徒の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。すべての生徒の安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたるとともに、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

○いじめは「どの学校にも、どの子にも起こりうる」ことを全教職員が認識し、早期発見と迅速な対応に努める。

○「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、生徒への指導にあたる。

○いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校のみならず家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

○いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように十分留意し、いじめられている生徒の立場に立って組織的な支援を行う。

○いじめの未然防止のため、人権尊重の精神に基づく教育活動を学校挙げて展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

※ 校内におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会：管理職・生徒指導主事・子ども支援コーディネーター

- ・各学年の生指係り 2 名・養護教諭・支援学級代表・人権・道徳、学活代表
- ・SC・SSW